

令和5年度における東北地区の下請法の運用状況等について

令和6年6月20日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、東北事務所管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者5,176名（製造委託等^{（注1）}3,435名、役務委託等^{（注2）}1,741名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者14,190名（製造委託等9,953名、役務委託等4,237名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全 国	東 北	全 国	東 北
令和5年度	80,000	5,176	330,000	14,190
製造委託等	46,900	3,435	199,138	9,953
役務委託等	33,100	1,741	130,862	4,237
令和4年度	70,000	4,304	300,000	12,896
製造委託等	37,993	2,571	176,799	9,231
役務委託等	32,007	1,733	123,201	3,665
令和3年度	65,000	3,794	300,000	11,000
製造委託等	37,280	2,335	169,318	7,212
役務委託等	27,720	1,459	130,682	3,788

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は425件（製造委託等293件、役務委託等132件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが424件（製造委託等292件、役務委託等132件）、下請事業者等からの申告によるものが1件（製造委託1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は420件（製造委託等288件、役務委託等132件）であり、このうち417件（製造委託等287件、役務委託等130件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数 ^(注)				処 理 件 数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措 置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	東北	424	1	0	425	0	417	417	3	420
	製造委託等	全国	5,244	62	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
		東北	292	1	293	0	287	287	1	288
	役務委託等	全国	2,876	50	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
		東北	132	0	132	0	130	130	2	132
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	東北	396	1	0	397	0	396	396	3	399
	製造委託等	全国	5,063	44	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
		東北	247	1	248	0	246	246	3	249
	役務委託等	全国	3,125	35	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
		東北	149	0	149	0	150	150	0	150
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	東北	380	2	0	382	0	380	380	0	380
	製造委託等	全国	5,384	61	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
		東北	242	2	244	0	243	243	0	243
	役務委託等	全国	2,985	33	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
		東北	138	0	138	0	137	137	0	137

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で626件となっており、このうち、製造委託等に係るものが421件、役務委託等に係るものが205件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は377件（類型別件数の合計の60.2%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが261

件、役務委託等に係るものが116件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は249件（類型別件数の合計の39.8%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が132件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の53.0%）、②下請代金の減額が59件（同23.7%）、③買ったたきが34件（同13.7%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は160件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が83件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の51.9%）、②下請代金の減額が36件（同22.5%）、③買ったたきが20件（同12.5%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は89件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が49件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の55.1%）、②下請代金の減額が23件（同25.8%）、③買ったたきが14件（同15.7%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反				実 体 規 定 違 反												合計
		書面交 付義務	書類保 存義務	虚偽 報告	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	害 害 困 難 手 形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計	
令和 5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	東北	346	31	0	377	1	132	59	1	34	1	2	3	14	2	0	249	626
製造 委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	東北	241	20	0	261	0	83	36	1	20	0	2	3	13	2	0	160	421
役務 委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	東北	105	11	0	116	1	49	23	0	14	1	0	0	1	0	0	89	205
令和 4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629
	東北	310	37	0	347	0	137	58	2	66	3	4	4	13	2	0	289	636
製造 委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
	東北	191	18	0	209	0	91	36	2	32	2	3	4	8	0	0	178	387
役務 委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
	東北	119	19	0	138	0	46	22	0	34	1	1	0	5	2	0	111	249
令和 3年度	全国	5,401	732	0	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	東北	270	49	0	319	2	240	57	0	46	1	1	9	13	5	0	374	693
製造 委託等	全国	3,703	450	0	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	東北	179	26	0	205	1	144	30	0	23	0	1	9	12	3	0	223	428
役務 委託等	全国	1,698	282	0	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	東北	91	23	0	114	1	96	27	0	23	1	0	0	1	2	0	151	265

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務の違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和5年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者8名^(注1)から、下請事業者137名^(注1)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額272万円^(注2)の原状回復が行われた。

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注2) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者1名から、下請事業者73名に対し、119万円の利益提供分が返還された(第4表参照)。

第4表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	東北	1名	73名	119万円
令和4年度	全国	9名	140名	1865万円
	東北	—	—	—
令和3年度	全国	7名	58名	978万円
	東北	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。以下同じ。

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者3名から、下請事業者22名に対し、111万円の減額分が返還された(第5表参照)。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	東北	3名	22名	111万円
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	東北	—	—	—
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	東北	2名	2名	225万円

ウ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者 3 名から、下請事業者 10 名に対し、34 万円の遅延利息が支払われた（第 6 表参照）。

第 6 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和 5 年度	全国	87 名	1,800 名	2 億 4795 万円
	東北	3 名	10 名	34 万円
令和 4 年度	全国	95 名	1,836 名	1 億 4064 万円
	東北	2 名	23 名	8 万円
令和 3 年度	全国	105 名	2,970 名	1 億 2035 万円
	東北	2 名	13 名	31 万円

エ 購入・利用強制事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 32 名に対し、6 万円の購入金額分が返還された（第 7 表参照）。

第 7 表 購入・利用強制事件における返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和 5 年度	全国	2 名	40 名	844 万円
	東北	1 名	32 名	6 万円
令和 4 年度	全国	—	—	—
	東北	—	—	—
令和 3 年度	全国	—	—	—
	東北	—	—	—

(4) 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和 4 年 5 月 20 日、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対して下請法に基づく指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととしている。

令和 5 年度においては、東北事務所では親事業者 1 名に対し、指導を行う際に取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めた。

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和5年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習の実施等

(1) 基礎講習の実施

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和5年度においては、東北事務所では2回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和5年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談対応

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和5年度においては、東北事務所では382件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員からの意見聴取

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和5年度における東北事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は17名である。

令和5年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和5年度においては、東北事務所では、事業者団体等からの要請を受けて、事業者団体等へ12回の出講を実施した。

令和5年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- ① 包装資材の製造を下請事業者委託しているA社は、下請事業者に対し、債権満期日までの期間が120日（繊維業以外の業種において認められる期間）を超える電子記録債権（135日）により下請代金を支払っていた。
- ② テレビコマーシャルの制作を下請事業者委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者からの給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 検査機器の保守点検を下請事業者委託しているC社は、自社の事務処理が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 放送番組の制作を下請事業者委託しているD社は、順次給付される複数の情報成果物の下請代金をまとめて支払うことにより、下請事業者からの給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- ① 包装資材の製造を下請事業者委託しているE社は、「販売奨励金」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引いて、下請代金を支払った。
- ② 産業用機器の製造を下請事業者委託しているF社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

- ① 自動車及び医療用機器の部品の製造を下請事業者委託しているG社は、自社が所有権を持つ金型を下請事業者に貸与して部品の製造を委託しているところ、当該金型を用いた製造の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し当該金型を無償で保管させていた。
- ② 産業装置機器及び電子機器の部品の製造を下請事業者委託しているH社は、自社が所有権を持つ印刷板を下請事業者に貸与して部品の製造を委託しているところ、当該物品を用いた製造の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し当該印刷板を無償で保管させていた。